

参議院選挙制度に関する公職選挙法の一部改正

— 選挙区選挙における定数増による較差の縮小及び 比例代表選挙における定数増と特定枠制度の導入 —

皆川 健一

(総務委員会調査室)

《要旨》

平成 27 年の公職選挙法の改正により 4 県 2 合区を含む 10 増 10 減が導入され、平成 28 年参議院議員通常選挙から適用された。併せて上記改正法附則においては、平成 31 年通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得る旨が規定された。

平成 28 年通常選挙後、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、各会派代表による「参議院改革協議会」が設置され、本協議会の下に、参議院選挙制度改革について集中的に調査検討を進めるために「選挙制度に関する専門委員会」が設置された。専門委員会は、平成 29 年 5 月から平成 30 年 4 月にかけて、17 回にわたり開催され協議が行われ、5 月 7 日に報告書が提出された。その後、参議院改革協議会等で協議が行われたが、各会派の意見の隔たりがある中で、議長から具体案のある会派は法案を提出し、委員会において議論を進めることを要請する旨の発言があった。

このような状況の下で、7 会派から 5 法律案が発議され、7 月 9 日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第 21 号)(公明案)が賛成少数で否決され、7 月 18 日に「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第 17 号)(自民・無ク案)が成立した。本改正は、選挙区選挙における定数増(2 人)による較差の縮小及び比例代表選挙における定数増(4 人)と特定枠制度の導入を内容とするものである。また、上記特別委員会において附帯決議案が自民・公明から提出され、賛成多数で可決された。

本稿では、選挙制度改革の背景、参議院改革協議会・専門委員会等での協議、国会における審査の経過、国会審議における主な論点等について紹介する。

1. 選挙制度改革の背景

参議院選挙制度は、昭和 22 年の参議院議員選挙法制定以来、沖縄県の本土復帰に向けた

定数増、全国区を廃止し拘束名簿式比例代表制の導入、定数削減及び非拘束名簿式比例代表制の導入等、累次の制度改革が行われてきた。

参議院の選挙区選出議員の選挙は、参議院議員選挙法制定以来、その前身の地方区選出議員の選挙を含め、一貫して、都道府県単位の選挙区において実施されてきた。しかし、人口分布の変動等により議員1人当たりの人口の較差が拡大し、平成6年以降、数次にわたり定数是正が図られたにもかかわらず、最大較差は5倍前後を推移してきた。平成24年10月に最高裁は、平成22年参議院議員通常選挙（最大較差5.00倍）の定数訴訟に対し違憲状態判決を下し、都道府県単位の選挙区の見直しなどを求めた。こうした状況の下、国会において4増4減を内容とする改正公職選挙法が平成24年11月に成立し、その附則に、平成28年通常選挙に向けた選挙制度の抜本的な見直しについて検討条項が設けられた。

2. 選挙制度改革に関する検討会・選挙制度協議会での協議と平成27年法改正

平成25年参議院議員通常選挙後、正副議長・各会派代表による「選挙制度改革に関する検討会」と実務的な協議機関として「選挙制度協議会」（座長：脇雅史議員（自民）（平成25年9月19日～）、伊達忠一議員（自民）（平成26年10月22日～））が設置された。

平成26年11月に最高裁は、平成25年参議院議員通常選挙（最大較差4.77倍）の定数訴訟について、平成24年判決と同様に「違憲状態」とするとともに、「単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなど、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しを内容とする立法措置を講じ、できるだけ速やかに不平等状態を解消する必要がある」とする判断を下した。このような状況の下、協議会においては、同年12月、各会派の改革案を併記した報告書が提出され、その後の検討会においても、各会派が一致する結論を得られなかったことから、平成27年5月29日、検討会での協議は一区切りつけることとなった。

その後、「4県2合区を含む10増10減」（自民・維新・元氣・次世代・改革）と「20県10合区による12増12減」（民主・公明・無所属クラブ・生活）の2件の公職選挙法改正案が7月23日に発議された。両案は、委員会審査が省略され、翌日の参議院本会議において「4県2合区を含む10増10減」の改正案が可決された。同法案は7月28日に成立し、平成28年通常選挙から適用された。

同法附則には、「平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする」旨の検討条項が付された。

3. 参議院改革協議会・選挙制度に関する専門委員会等での協議

平成28年参議院議員通常選挙後、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、各会派代表による「参議院改革協議会」（座長：吉田博美議員（自民））が平成29年2月に設置された。また、本協議会の下に、参議院選挙制度改革について集中的に調査検討を進めるために「選挙制度に関する専門委員会」（委員長：岡田直樹議員（自民））（以

下「専門委員会」という。)が平成29年4月に設置された。

専門委員会は、平成29年5月から平成30年4月にかけて、17回にわたり開催された。

平成29年5月12日及び6月2日の専門委員会では、参議院選挙制度の変遷の概要、一票の較差の推移、最高裁判決の状況、これまでの改革の経緯等について、事務局から説明を聴取した後、協議が行われた。

7月7日からの4回にわたる専門委員会では、平成28年参議院議員通常選挙に対する評価について、計7名の参考人から意見を聴取し、質疑が行われた。

9月27日、最高裁大法廷において、平成28年参議院議員通常選挙(最大較差3.08倍)に係る選挙無効請求訴訟について、上告を棄却する合憲判決が示されたことを受け、10月6日の専門委員会では、最高裁判決の概要について、事務局から説明を聴取した後、協議が行われた。

11月9日以降、参議院選挙制度改革に対する考え方について、これまでの議論を踏まえた論点整理を行った後、「参議院の在り方との関係」、「一票の較差」、「選挙制度の枠組み」、「議員定数の在り方」等について、様々な意見交換が行われた。また、その過程で議論となった選挙制度の枠組みについては、「選挙区及び比例代表の二本立てとする場合」、「選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合」、「ブロック選挙区の範囲」等、多岐にわたっている。

こうした議論を踏まえ、平成30年4月13日及び27日の専門委員会では、参議院選挙制度改革の具体的な方向性について、各党派における意見集約の結果について聴取し、意見交換が行われた。その後、専門委員長から概要以下の発言があった¹。

- ・ これまでの議論をまとめると、まず、参議院の選挙制度の見直しに当たっては、中長期的な観点と短期的な観点の双方を意識して議論すべきという点が指摘された。特に、中長期的な観点については、統治機構や二院制、とりわけ参議院の在り方や果たすべき役割について議論し、その上で、それを踏まえた選挙制度や議員定数の在り方を検討すべきとの意見があった。
- ・ 一方、現行の選挙区及び全国比例の二本立ての制度を念頭に置いた場合の選挙区選挙については、現行の一部合区を含む都道府県選挙区の制度について、人口の少ない特定の県のみが参議院議員を選出できなくなる不合理や弊害が生じているとの指摘があり、合区を積極的に支持する意見は少なかった。
- ・ その上で、合区解消の方法については、選挙区の単位を都道府県単位とする意見と、もっと広く、ブロック単位とするべきであるとの意見があり、中には、現行の選挙区及び全国比例の二本立てを前提とせずに、ブロック単位の選挙区における選挙に一本化すべきとの意見もあった。ただ、総じて都道府県単位を重視すべきとの意見が多く聴かれた。
- ・ 全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区とする方法として、連記制、奇数配当区の導入、定数増などの選択肢も示された。その一方で、都道

¹ 「参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書」70～71頁、参議院ホームページ<http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigi/joho/kyougikai/h29/pdf/h29senkyo_houkoku.pdf> (平30.8.23最終アクセス)

府県選挙区とすることに関連して、投票価値の平等、一票の較差や最高裁判決を踏まえて考えなければならないとの意見もあった。

- また、ブロック単位の選挙区とすべきとの意見の中にも、各ブロックの定数について、区域内の都道府県数を意識した考え方、また、都道府県数を確保できるよう調整を加えて配分すべきとの考え方も示された。
- 専門委員会における議論を踏まえ、本日で17回目となる本専門委員会を通じて、一致点をできるだけ見いだすことができないか、個別の意見交換も含めて、各専門委員から率直な意見を伺ってきた。ただ、現時点で、なお意見の隔たりがあることも事実である。しかし、違いこそあれ、この間の議論を通じて、各会派の考え方はお互いに認識され、整理されてきたとも考えている。そこで、専門委員会としては、議論の整理をベースにして報告書を取りまとめ、参議院改革協議会に報告する時期が来たのではないかと感じている。今後残された時間も考慮すれば、参議院改革協議会から与えられたテーマについて報告する時期に来てしていると判断している。

以上の専門委員長からの所感及びこれに対する専門委員の意見²を受け、専門委員会は、報告書を作成し参議院改革協議会に提出することを決定し、5月7日に報告書を提出した（報告書骨子については、図表1参照）。

5月9日の参議院改革協議会では、専門委員長から報告書の概要について報告があり、各会派において持ち帰り検討することとなった。

6月1日の参議院改革協議会では、行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化について協議の後、参議院選挙制度改革が議題とされ、自民から、①参議院選挙区選出議員の定数を2人増加して148人（現行146人）とした上で、2人を埼玉県に配分してその改選定数を4人（現行3人）とし、選挙区間の最大較差を3倍未満（福井県と宮城県の間で2.985倍[平成27年国勢調査日本国民人口ベース]）とすること、②参議院比例代表選出議員の定数を4人増加して100人（現行96人）とするとともに、比例代表選挙において、名簿にあらかじめ順位を付する拘束式の特定枠を設けることができる制度を導入し、政党その他の政治団体は、名簿の届出をする場合に、候補者のうちの一部について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名と順位を、その他の非拘束式による候補者と区分して当該名簿に記載できることとすることを内容とする「公職選挙法改正に関する自民党の考え方について」が提示され意見交換が行われた。

6月8日の参議院改革協議会では、自民の提案に対し、各会派から提起のあった意見、批判を含め、現段階での協議の状況について議長に報告することが了承され、協議会座長から議長に報告が行われた。

その後、6月13日及び14日の各会派代表者懇談会における協議並びに議長における各会派からの個別の意見聴取が行われたが、選挙制度改革に関する会派間の意見の隔たりがある中で、7月4日の各会派代表者懇談会において議長から、具体案のある会派は法案を提出し、委員会において議論を進めることを要請する旨の発言があった。

² 前掲注1、71～73頁

図表 1 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書（骨子）

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会報告書（骨子）

参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会は、協議会会長から調査検討の委嘱を受けた「参議院選挙制度改革」について、平成29年5月12日から平成30年4月27日までの間、17回にわたり協議を行った。その議論を整理すると次のとおりとなる。

1. 参議院の在り方との関係に関する議論

選挙制度に関する議論は、参議院の在り方に関する議論を踏まえて行うべきとの根強い意見もある一方で、参議院改革協議会において協議が進められていることから、同協議会の行方も見ながら、本専門委員会では、同協議会から委嘱された選挙制度改革について精力的に議論を進めることとなった。

2. 一票の較差に関する議論

(1) 投票価値の平等に対する視点

投票価値の平等は選挙制度を考える上で最も重要な基準であるとの意見がある一方で、一定の政治的まとまりを有する単位である都道府県の意義や実体、有権者と候補者のアクセスなどの要素も考慮すべきとの意見もあった。

(2) 一票の較差の許容範囲

一票の較差については更なる是正が必要とする意見のほか、平成28年通常選挙（当日有権者数に基づく最大較差3.08倍）に係る定数訴訟について最高裁が合憲と判断したことを踏まえるべきとの意見もあった。

(3) その他の視点

「投票価値の平等」が累次の最高裁判決で「議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等」と説明されていることを踏まえ、その意味を再考すべきとの意見があった。

3. 選挙制度の枠組みに関する議論

(1) 選挙区及び比例代表の二本立てとする場合

★ 比例代表

ブロック単位とする意見はなく、現行のような全国を区域とする比例代表の制度とする区について特段の異論は挙げられなかった。

★ 選挙区選挙

- ① 全ての都道府県から少なくとも1名の議員が選出される都道府県選挙区
 - ② 一部合区を含む都道府県選挙区
 - ③ ブロック選挙区
- の3案が挙げられた。

(2) 選挙区及び比例代表の二本立てとしない場合

選挙制度の枠組みとして挙げられたのは、総議員についてブロック選挙区において選挙を行う仕組みのみであった。

その場合における投票方法については、大選挙区制（個人名投票）と非拘束名簿式比例代表制の2案があった。

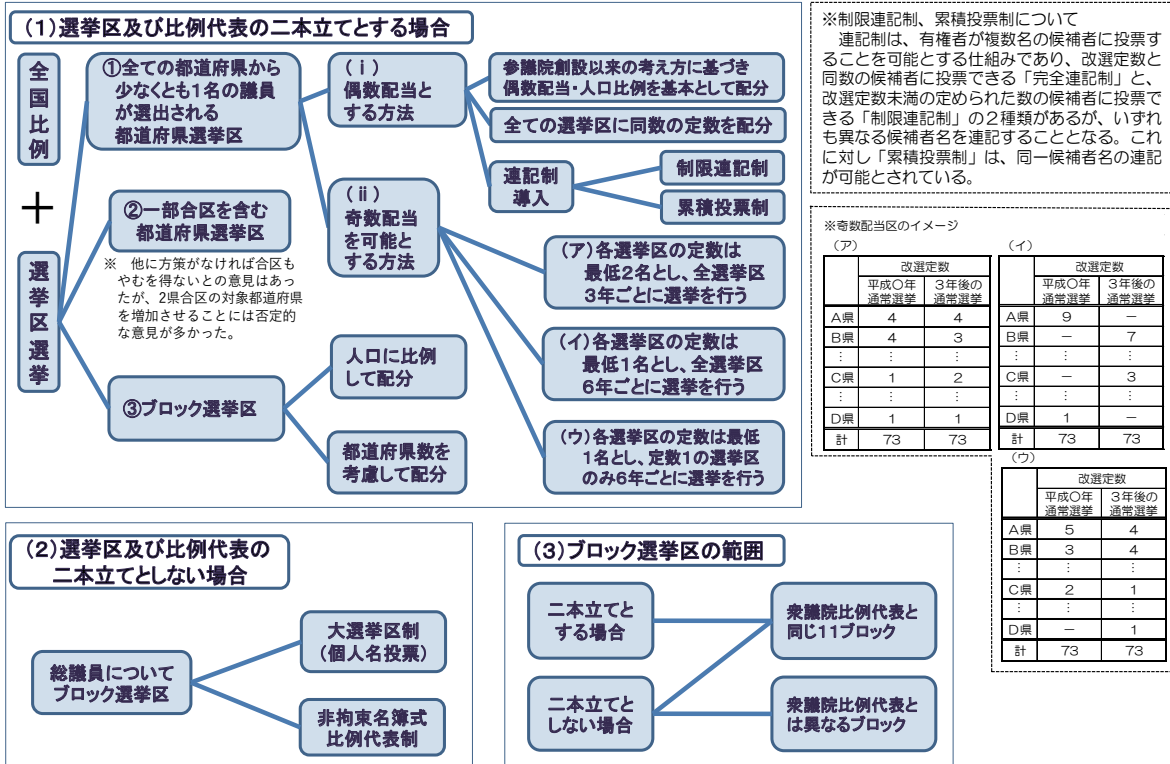
(3) ブロック選挙区の範囲

ブロック選挙区を採用する場合、その範囲については、衆議院比例代表と同じ11ブロックとする意見がある一方、衆議院とは異なるブロックにすることも考え得るとの意見もあった。

4. 議員定数の在り方に関する議論

現行定数を基本とする、定数削減を行う、状況によっては定数増加の議論も排除すべきでないとの意見のほか、参議院の在り方なども踏まえ総合的に判断すべきとの意見もあった。また、選挙区と比例代表の二本立てとする場合の定数については、比例代表から選挙区へ移譲することに否定的な意見と、その割合の見直しも含めた検討も必要であるとの意見があった。

議論となった選挙制度の枠組み



(出所) 参議院改革協議会選挙制度に関する専門委員会資料

4. 各会派における法律案の発議

このような状況の下で、7会派から5法律案が発議された。まず、6月14日に自由民主党・こころ及び無所属クラブから「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第17号)(以下「自民・無ク案」という。)が発議された。次いで、7月4日に公明党から「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第21号)(以下「公明案」という。)が発議された。また、同日に国民民主党・新緑風会から「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第22号)(以下「民主案」という。)が発議された。また、7月6日に日本維新の会から「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第24号)(以下「維新案」という。)が発議された。さらに、7月9日に立憲民主党・民友会及び希望の党から「公職選挙法の一部を改正する法律案」(参第25号)(以下「立憲・希党案」という。)が発議された。それぞれの法律案の概要は以下のとおりである(各会派案のポイントは図表2参照)。

(1) 自民・無ク案

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を2人増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとは言えないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなることを目的とし、現行の非拘束名簿を基本的に維持しつつ、候補者の一部について、他の候補者と明確に区分する形で拘束式の枠を設けることができるようにするため、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となる特定枠の制度を導入し、及び参議院比例代表選出議員の定数を4人増加するものである。(議員一人当たりの人口の較差は2.985倍[平成27年国勢調査日本国民人口])

(2) 公明案

参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代えて全国の区域を分けて11の選挙区とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、北海道選挙区10人、東北選挙区18人、北関東選挙区26人、南関東選挙区30人、東京都選挙区26人、北陸信越選挙区14人、東海選挙区28人、近畿選挙区40人、中国選挙区14人、四国選挙区8人、九州選挙区28人とするものである。(議員一人当たりの人口の較差は1.122倍[平成27年国勢調査日本国民人口])

(3) 民主案

参議院選挙区選出議員の定数を2人増加した上で、埼玉県選挙区の定数を8人とするとともに、参議院比例代表選出議員の定数を2人減少するものである。

また、附則に、平成34年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、二院制の下におけ

る参議院の在り方を踏まえて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正を図りつつ各都道府県の区域による選挙区において議員が選挙されるようにすること等を考慮して、比例代表選出議員の選挙及び選挙区選出議員の選挙から成る参議院議員の選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとするものとする検討条項を規定している。(議員一人当たりの人口の較差は 2.985 倍[平成 27 年国勢調査日本国民人口])

(4) 維新案

国会議員自らによる身を切る改革の一環として参議院議員の定数を 218 人にするともに、参議院議員の選挙制度について、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえつつ、各地域の民意を反映することができる新たな仕組みとして、現行の比例代表選挙及び選挙区選挙の制度に代え、全国の区域に分けて 11 の選挙区とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、北海道選挙区 10 人、東北選挙区 16 人、北関東選挙区 24 人、南関東選挙区 28 人、東京都選挙区 22 人、北陸信越選挙区 12 人、東海選挙区 26 人、近畿選挙区 36 人、中国選挙区 12 人、四国選挙区 6 人、九州選挙区 26 人とするものである。(議員一人当たりの人口の較差は 1.189 倍[平成 27 年国勢調査日本国民人口])

(5) 立憲・希党案

参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、最も議員一人当たりの人口が少ない福井県とその隣県で人口の最も少ない石川県を区域とする選挙区を新たに設け、合区することによって定数を 2 人削減し、最も一票の較差が大きい埼玉県選挙区を 2 人増加し 8 人とするものである。(議員一人当たりの人口の較差は 2.816 倍[平成 27 年国勢調査日本国民人口])

図表 2 参議院選挙制度改革の各会派案のポイント

	自民・無ク案 (参第17号)	民主案 (参第22号)	立憲・希党案 (参第25号)	公明案 (参第21号)	維新案 (参第24号)
総定数	248 (6増)	242 (現状維持)		218 (24減)	
選挙区	埼玉県の定数を2増		・埼玉県の定数を 2増 ・石川県・福井県 を合区	全国11ブロックの 大選挙区制	
比例区	・定数4増 ・特定枠の導入	定数2減	現状維持		

※民主案は、附則に、平成 34 年通常選挙に向けて、二院制の下における参議院の在り方を踏まえて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとする旨の検討条項を規定している。
(出所) 筆者作成

5. 国会における審査の経過

これら5法律案については、いずれも参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託され、7月6日、「自民・無ク案」、「公明案」、「民主案」及び「維新案」の4法律案について、それぞれ発議者から趣旨説明を聴取し、同日から質疑が行われた。

7月9日、「立憲・希党案」について発議者から趣旨説明を聴取した後、これを加えた5法律案について質疑が行われ、「公明案」について質疑を終局した後、採決の結果、否決すべきものと決定された。

7月11日、「自民・無ク案」、「民主案」、「維新案」及び「立憲・希党案」の4法律案について質疑が行われ、自民から、「自民・無ク案」について、質疑を終局し、討論を省略し、直ちに採決することの動議が提出されたが、同時に、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長不信任の動議が民主、立憲、共産、希会及び沖縄から提出されたため、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長不信任動議について趣旨説明聴取の後、討論が行われ、採決の結果、同動議は賛成少数によって否決された。その後、「自民・無ク案」について自民提出の動議が可決され、採決に入り、同法律案は多数をもって可決すべきものと決定された。なお、自民、公明から附帯決議案が提出され、多数をもって可決された。

同日の本会議において、「自民・無ク案」について討論が行われ、採決の結果、「公明案」については否決、「自民・無ク案」について可決された（「自民・無ク案」による「参議院議員選挙制度に関する公職選挙法改正案の概要」は図表3参照）。

衆議院では、7月13日、「自民・無ク案」は政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会に付託され、同日発議者から趣旨説明を聴取し、質疑が行われた。7月17日、質疑を終局し、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決定された。7月18日の本会議で、討論の後、採決の結果、可決され成立した。

なお、「民主案」、「維新案」及び「立憲・希党案」は審査未了となった。

本法律は、7月25日に公布された（平成30年法律第75号）。同法は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行され、施行日以後に期日が公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用される。よって、平成31年の第25回参議院議員通常選挙から適用されることとなる。

図表3 参議院議員選挙制度に関する公職選挙法改正案の概要

参議院議員選挙制度に関する公職選挙法改正案の概要

第1 参議院選挙区選挙における較差の縮小

参議院選挙区選出議員の定数を148人（現行146人）とした上で、埼玉県選挙区の改選定数を4人（現行3人）とする。

※ 最大較差は福井県と宮城県の間で2.985倍に縮小（平成27年国勢調査日本国民人口）

第2 参議院比例代表選挙における定数の増加と特定枠制度の導入

1 定数の増加

参議院比例代表選出議員の定数を100人（現行96人）とする。

2 特定枠制度の導入

参議院比例代表選挙について、候補者の顔の見える、国民が当選者を決定する選挙とする観点から導入された非拘束名簿式を基本的に維持しつつ、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材あるいは民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、次のような特定枠制度を導入する。

<p>○優先的に当選人となるべき候補者の区分記載</p> <p>政党その他の政治団体（政党等）は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる（特定枠）。</p>	<p>【名簿のイメージ】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr><td>候補者A</td></tr> <tr><td>候補者B</td></tr> <tr><td>：</td></tr> <tr><td>優先的に当選人となるべき候補者</td></tr> <tr><td>第1位 候補者X</td></tr> <tr><td>第2位 候補者Y</td></tr> <tr><td>：</td></tr> </table>	候補者A	候補者B	：	優先的に当選人となるべき候補者	第1位 候補者X	第2位 候補者Y	：
候補者A								
候補者B								
：								
優先的に当選人となるべき候補者								
第1位 候補者X								
第2位 候補者Y								
：								
<p>○特定枠に記載されている候補者の有効投票</p> <p>特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。</p>								
<p>○特定枠に記載されている候補者の選挙運動</p> <p>特定枠に記載されている候補者には、参議院名簿登載者個人としての選挙運動（選挙事務所、自動車、ピラ、ポスター、個人演説会等）を認めない。</p>								
<p>○投票所の掲示</p> <p>特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。</p>								
<p>○候補者間における当選順位</p> <p>特定枠の候補者があるときは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定枠に記載されている候補者を上位とし（名簿記載の順位のとおり当選人とする）、 ・ その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次に定める。 	<p>【当選順位のイメージ】（特定枠 X 人）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr><td>第1位 候補者X</td></tr> <tr><td>第2位 候補者Y</td></tr> <tr><td>：</td></tr> <tr><td>第X+1位 候補者B</td></tr> <tr><td>第X+2位 候補者A</td></tr> <tr><td>：</td></tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;"> 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり当選人とする </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="font-size: 2em;">}</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: 0.8em;"> 特定枠以外の者について得票数の最も多い順 </div> </div>	第1位 候補者X	第2位 候補者Y	：	第X+1位 候補者B	第X+2位 候補者A	：	
第1位 候補者X								
第2位 候補者Y								
：								
第X+1位 候補者B								
第X+2位 候補者A								
：								

※ 公布後3月を経過した日から施行し、施行日以後に期日が公示される参議院議員の通常選挙については改正後の公職選挙法を適用

（出所）参議院法制局資料

6. 国会審議における主な論点等

本改正のための委員会の審議においては、平成 27 年公職選挙法改正法附則にある抜本的改革との関係、合区に対する評価、議員定数に関する考え方、自民・無ク案において特定枠を導入する理由と妥当性、選挙区・比例区及びブロック制度に関する考え方、参議院における行政監視機能の強化や経費節減に関する見解、各党派案の取りまとめのプロセス等について質疑が行われた。

これらの質疑の主な内容等は以下のとおりである。

(1) 平成 27 年公職選挙法改正法附則にある抜本的改革との関係

平成 27 年の公職選挙法改正において附則で述べられていた選挙制度の抜本の見直しについて、自民・無ク案が抜本的な見直しと言えるのかについて問われた。これに対し同案の発議者からは、「合区対象県を拡大させずに、一票の較差が再び以前のように大きくなるように、埼玉県選挙区の定数を 2 増加し、選挙区間の最大較差を 3 倍未満の 2.985 倍に是正したところである。比例選挙区において、現行の非拘束名簿について拘束式の特定枠を設けることができるとして、全国的な支持基盤や知名度を有するとは言えないが国政上有為な人材や、様々な意味での少数意見や多様性を代表する者、政党が民意を反映するために必要な人材を当選しやすくすることで、人口的に少数派ともいべき条件不利地域をも含めた地域の住民の生活や安全を守るという観点などからも、国政上有為と言い得る人材の当選の機会を高めることを可能として、合区問題にある程度対応し得るものとして活用できるようにしたところである。このように見れば、地方の声、多様な声を国政に反映させるといふ参議院の在り方を踏まえ、一票の較差を是正している本改正案は次の通常選挙に向けての一つの抜本的な見直しに当たる」旨の答弁があった³。

民主案は抜本的改革案という位置付けなのかどうかとの指摘に対して、同案の発議者からは、「国民民主党は、現在でも、抜本改革に向けた各党の協議を継続すべきであるという立場である。しかしながら、数を背景にした自民党が会期中の改正案の審議、採決を目指す構えであり、かつその案が専門委員会の議論を踏まえず、御都合主義で国民不在の案である以上、大変遺憾ではあるが、緊急避難的に最高裁で取り上げられた投票価値についてのみ是正をする。その上で、17 回にわたり開催された専門委員会での議論を踏まえた考え方を盛り込んだ抜本の見直しを義務付ける検討を加えたものである」旨の答弁があった⁴。

立憲・希党案が平成 27 年改正法附則の要請に十分応えるものと言えるかとの問いに対して、同案の発議者からは、「抜本的改革の一つの見方として、一票の価値の平等を重視する、較差 3 倍以内を実現するという意味合いに立っての改革と判断すれば、私たちの案は一票の較差が 2.816 倍と、ほかにも案が出ている中で最も一票の価値の平等を実現する方向になっている意味では抜本的な改革であると考え」旨の答弁があった⁵。

³ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 5 号 9 頁 (平 30.7.6)

⁴ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 6 号 4 頁 (平 30.7.9)

⁵ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 6 号 18 頁 (平 30.7.9)

(2) 合区に対する評価

地方からの合区解消の声が多く上がっていることに対しどのように応えるかが問われた。これに対し自民・無ク案の発議者からは、「4県2合区については、合区対象県はもとより、合区対象県以外からも批判の声が上がっている。合区解消を求める地方六団体の決議に加え、現時点で35の県議会において、都道府県を単位とする区域で選挙された議員の国政参加を求める意見書等が採択をされている状況である。しかし、単に法律改正で合区を解消すると、一票の較差が4倍以上になってしまい違憲と判断される。そこで、比例区の定数を4増やすことと併せて、比例区の特定枠を導入することを提案している。この特定枠については、合区対象県のように人口的に少数派というべき条件不利地域の声を国政に届けるような活用が可能であり、そういった措置により、都道府県単位の地方の声を国政に届けたいという地方の切実な声に応えてまいりたい」旨の答弁があった⁶。

立憲・希党案は現行の2合区を更に一つ増やしているが、合区に対してどのような所見を持っているかとの問いに対し、同案の発議者からは、「参議院の都道府県を基調とする制度の中で合区をつくることに対しては、特に地方から、都道府県の民意を国政に反映できないといった批判があることは存じている。合区に関して、我々はそれがいいとは思っていないが、憲法でも選挙関連の法令でも、国会議員は国全体を代表するという形になっており、参議院議員は都道府県の代表という規定は何にもない。そういう中にあるのは、人口が多いところの選挙区の当選者を増やす、人口が多いところの選挙区を分区する、人口が少ない地域の選挙区を合区するという改革は、一票の価値の平等を求めるに当たっては当然考えるべき改革だと思っており、現状の中で改革案を考えるとしたら、合区を増やすことも是とすべき」とする旨の答弁があった⁷。

(3) 議員定数に関する考え方

自民・無ク案において議員定数を6増やさざるを得ない理由について、同案の発議者からは、「合区対象県を拡大せずに選挙区の較差拡大を抑制するものとして、選挙区選挙において定数を2人増やし埼玉選挙区に配分をし、最大較差を3倍未満にすることとした。また、比例代表選挙においては、平成27年改正において4県2合区が導入され、人口減少県の民意を国政に届けることを求める声も高まっていること、現代社会においては民意の多様化が著しいことなどを踏まえ、参議院創設以来、多様な民意を酌み取ってきた全国比例区の定数を4増加することとした」旨の答弁があった⁸。

自民・無ク案は必要かつ合理的な定数と言えるかとの問いに対して、同案の発議者からは、「参議院創設時の250人や、沖縄選挙区追加後の252人の定数まで戻さないということ、さらに、国会が開設された昭和22年の人口が約7,800万人に対して、平成27年の国勢調査人口は約1億2,700万人であり、約1.6倍に増加していることも考慮すると、定数

⁶ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号11頁(平30.7.6)

⁷ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号18頁(平30.7.9)

⁸ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号4頁(平30.7.6)

6人増加はやむを得ない幅の措置」である旨の答弁があった⁹。

定数増について、どのように国民への理解が得られるように努めていくのかという問いに対し、自民・無ク案の発議者からは、「参議院が衆議院の半数強の定員で同様の審議、調査を行ってきていること、行政監視機能の強化など新たな課題に積極的に取り組むこと、参議院創設時の定数である250人を下回る248人となるように抑制的に配慮していることなどを更にこれからも丁寧に説明をする必要がある」こと¹⁰、また、「参議院ではこれまでも242人という衆議院に比べ限られた人数で衆議院と量的に同様の法案、予算、条約等の審議あるいは調査などを行ってきており、参議院の独自性ということから決算審査に力を入れてきたところであるが、これに加え、今回、行政監視機能の一層の充実強化にも取り組むこととなっている。参議院が従来の役割を十分に果たしながら更なる行政監視機能の強化の着実な進展を支えるという観点から、参議院の数が若干でも増えることには一定の意義があり、行政監視機能の成果、実績を上げることによって今回の定数の増加について国民の理解が高まっていくようにしていかなければならない」旨の答弁があった¹¹。

現行の議員定数を増やさずに特定枠を設けることはできなかったのかとの指摘について、自民・無ク案の発議者からは、「都道府県単位の声を国政に届ける仕組みをつくる趣旨で提案を申し上げているわけであり、4県2合区がなされている状況を踏まえ、合区によりそうした声が届きにくくなると考えられる県が3年の改選ごとに二つあるので、それを考慮して合計4名分の増員をお願いしている。特定枠の導入とこの4増は直接リンクするものではないが、特定枠を導入することにより、そうした候補者が当選しやすくなる。そして、その4増の分を比例区の削減によって捻出しないのかということについて、比例代表選挙における参議院の独自の意義、すなわち専門的有識者、職能代表を参議院に送る、少数意見をきちんと反映させる、こういった趣旨の重要性に鑑み、今回、削減することなく4増をお願いしている」旨の答弁があった¹²。

維新案において議員定数を1割削減している趣旨について、同案発議者からは、「人口減少が止まらない。2010年をピークにこの国の人口は減り続けている。特に団塊の世代がいなくなる頃には急激に人口減少が進む。それに対応できるように、1,700ほどある市町村は、みんな定数を減らしている。都道府県も47あるが、東京都を含む5つだけ増減がなく、あとの42は大きく減らしている。そういう状況の中であって、国会議員の数だけ増やしていいのかという疑問がある。国会もこれからの人口減少社会に対応して定数を削減していく必要があるという思いから、1割定数削減を提案した」旨の答弁があった¹³。

(4) 自民・無ク案において特定枠を導入する理由と妥当性

特定枠の趣旨について自民・無ク案の発議者からは、「現代社会における民意の多様性に対処する中で、地方の声を国政に反映してほしいという切実な声に配慮して、人口的に少

⁹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第8号5頁(平30.7.11)

¹⁰ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号23頁(平30.7.9)

¹¹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第8号6頁(平30.7.11)

¹² 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号19頁(平30.7.9)

¹³ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号12頁(平30.7.9)

数派ともいふべき条件不利地域の声を国政に届けることができるような活用も可能となる拘束式の特定枠を全国比例区の一部に導入している。この特定枠を活用するのか、あるいはどのように活用するのかということはそれぞれの政党の判断に委ねられるものではあるが、合区の対象となっている各県の住民の意思を国政に反映させることができる人材は、人口的に少数派ともいふべき条件不利地域を含めた地域の住民の生活あるいは安全を守るという観点などからも、国政上有為な人材と言い得ると考えている。政党の判断においてこういった人材の当選の機会を高めることを可能とすべく特定枠を利用することは可能である」旨の答弁があった¹⁴。

特定枠の導入により比例区の投票に混乱が生じるおそれがあるのではないかとの指摘に対し、自民・無ク案の発議者からは、「特定枠の候補者については、党の同じ比例名簿に記載されるものであるが、それ以外の候補者とは区分をして当該名簿に記載をするものとしており、選挙公報の掲載文あるいは投票所の掲示において、有権者が区別できるように、特定枠の候補者については他の候補者と区分して別枠で記載をするということが一つある。また、特定枠の活用は各政党に任されているが、その場合には、支持者を始め有権者に対して、特定枠の趣旨を説明して、投票の仕方について訴えていくことになるだろう。さらに、選挙管理委員会においても、特定枠に記載された候補者への投票の意味などについて有権者への周知を図るための取組が行われ、混乱が生じないように行っていくことが必要」である旨の答弁があった¹⁵。

特定枠が、かつての自民党が提案して導入した非拘束名簿式比例代表制を拘束名簿式に逆戻りさせるものではないかとの指摘に対し、自民・無ク案の発議者からは、「非拘束名簿式比例代表制は、拘束名簿式が候補者の顔の見えない選挙、あるいは過度の政党化等々の批判があったことを踏まえ、平成12年の公選法改正により導入されたものである。今回の改正も、非拘束名簿式を基本的に維持しながら、その一部について補完的に拘束式の特定枠を設けることにより、非拘束名簿、拘束式名簿、双方のメリットを生かし、多様な民意を国政に反映させるという比例代表選挙の目的、意義に合致するものであり、非拘束式に問題があるからというわけではない」旨の答弁があった¹⁶。

特定枠が、合区された選挙区で立候補できなくなる候補者の救済ではないと言い切れるかどうかについて、自民・無ク案の発議者からは、「全国的な支持基盤や知名度を有するとは言えないが国政上有用な人材、様々な意味での少数意見や多様性を代表する方、政党が民意反映の役割を果たす上で必要な人材、こういった人が当選しやすくなるように全国比例区の現行の非拘束式の中に一部拘束式の特定枠を導入するということである。したがって、この活用の仕方としては、一つには地方の声を国政に反映してほしいという切実な声を反映して、人口的に少数派ともいふべき条件不利地域の声を国政に届けるような活用法を想定している」旨の答弁があった¹⁷。

¹⁴ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号6頁（平30.7.6）

¹⁵ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号13頁（平30.7.6）

¹⁶ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号10頁（平30.7.9）

¹⁷ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号14頁（平30.7.9）

特定枠の候補者は選挙運動が禁止されているが、その候補者が国政上有為な人材であることを有権者はどのように判断すれば良いのかとの指摘に対し、自民・無ク案の発議者からは、「特定枠の候補者については、それ以外の候補者のように個人名の得票数によって当選人となるべき順位が決まるわけではないので、名簿登載者個人としての選挙運動は認めないとしているが、参議院名簿届出政党等の選挙運動として行われる政見放送、新聞広告、選挙公報などを通じて、政党がどのような人材を特定枠の候補者としているかを有権者が知り、投票に当たっての判断材料にすることができる」旨の答弁があった¹⁸。

非拘束名簿式比例代表制に拘束式を混在させる方式は、新たな一票の較差を生み出すのではないかと懸念について、自民・無ク案の発議者からは、「一票の投票の影響力を判断するに当たっては、投票の位置付けが大きな意味を持つのではないか。その意味では、特定枠以外の候補者の氏名を記した場合、特定枠の候補者の氏名を記した場合、前者においては政党への投票というカウントと本人への順番を決めるという二つの意味合いを持っているのに対し、特定枠の候補者に対する氏名を書いた場合、政党への投票の意味しか持たないという位置付け、意味合いが違うということなので、この二つの間でいわゆる投票価値の平等、不平等という意味合いは出てこないと判断している」旨の答弁があった¹⁹。

特定枠の候補者選定の際の政党の説明責任の重要性について、自民・無ク案の発議者からは、「(特定枠の)活用については、活用するかどうか、比例登載名簿の中で何名活用するか、どういう人を名簿に登載するか、こういうことについては全て政党の自由な判断に委ねられ、その活用方法についてはそれぞれの政党の考え方あるいは政策が色濃く反映される。であるからこそ、政党の説明責任は非常に重くなっている。どのような観点から、またどのようなプロセスでどのような人材を特定枠で活用していくのか、こういうことについて、有権者の関心が非常に強い、有権者の注目を集めるものと考えているので、国会の外において、政党自身もよく有権者に説明していく必要がある」旨の答弁があった²⁰。

(5) 選挙区・比例区及びブロック制度に関する考え方

ア 比例代表制の考え方について

比例代表制の意義・重要性について、自民・無ク案の発議者からは、「全国を区域とする参議院の比例代表区は、専門性の高い人材や職能代表的性格を有する人材のほか、少数意見の代表者等の国政参加を可能としているわけであるが、このことは、参議院における多様な民意の反映と参議院の役割、機能の発揮にとって大変重要なことであると認識している」旨の答弁があった²¹。

イ ブロック制度の考え方について

公明案が11ブロック大選挙区制を提案した趣旨について、同案発議者からは、「27年改正法により合区対象となった県の住民からは、人口の少ない地域の住民だけがなぜ県

¹⁸ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号16頁(平30.7.9)

¹⁹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第8号2頁(平30.7.11)

²⁰ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第8号8頁(平30.7.11)

²¹ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号6頁(平30.7.6)

代表の選出が認められないのかという強い不満があることにもしっかり向き合う必要があり、憲法が求める議員一人当たりの人口較差の更なる縮小と参議院選挙区の持つ地域代表的な性格を両立させるためには、全国を 11 のブロック単位とする個人名投票による大選挙区制が適当であると判断した。これにより、議員一人当たりの人口の較差は、平成 27 年の国勢調査日本国民人口によれば最大で 1 対 1.122 となり、投票価値の平等は限りなく追求されると判断し、合憲とされた 28 年の通常選挙時の 1 対 3.08 倍から更に縮小されることになる。それと同時に、配当議員数が最も少ない四国においても定数が表裏で 8 と、四国選挙区の県の数は満たし、都道府県に足場を置く事実上の都道府県代表としての活動も可能となり、一部の県民にのみ合区を強いる不公平も解消できる」旨の答弁があった²²。

ブロック選挙の場合、沖縄の代表が九州ブロックで当選できず、今以上に沖縄の声が国政に届かなくなる危惧について、公明案発議者からは、「我が党案の九州ブロックについて申し上げれば、選挙区の定数は裏表で 28 となり当選ラインは下がると認識しており、必ずしも都会から立候補した者に有利に働くとは言えず、むしろ中小政党や個人、政党に属しない無所属の立候補者が当選する余地が出てくると考える。個人名投票のブロック制による大選挙区制は、少数派である集団の政治的代表を送り込める、衆議院とは異なり政党間の争いからは距離を置ける、比例代表制でないため無所属議員が当選する余地があると考えており、沖縄の声も反映できる可能性が十分にあると考える」旨の答弁があった²³。

公明案が比例代表制を廃止することにより、職能代表といった参議院の特質でもある多様な人材の確保が困難になるとの指摘に対し、同案発議者からは、「ブロック制でもかなりの定数が生ずることになり、候補者の選定次第では十分に職能代表的な選別が可能である。一方で、全国区でなく一定のブロック内から議員を選ぶことになり、一定の範囲の地域代表的な性格、逆に言えば顔が見える部分も職能代表であっても可能になる」旨の答弁があった²⁴。

(6) 参議院における行政監視機能の強化や経費節減に関する見解

ア 行政監視機能の強化について

参議院が行政を監視することの重要性と行政監視機能の強化について、自民・無ク案の発議者からは、「これまでも参議院においては、行政監視委員会の設置、活動等、機能の向上に力を入れてきたところであり、参議院改革協議会において、昨今の様々な問題や不祥事にも鑑みて、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化について検討を重ねてきた。本年 6 月 1 日、全会派の賛同を得て、国会の開会中、閉会中にかかわらず、通年で、常時、行政を監視する新たな年間サイクルを構築し、併せて行政監視委員会の活動を一層充実させることを内容とする取りまと

²² 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 5 号 7 頁 (平 30.7.6)

²³ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 6 号 21 頁 (平 30.7.9)

²⁴ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 5 号 9 頁 (平 30.7.6)

めを行い、参議院議長に報告をしたところである。6年任期などの特性を持った参議院では、行政外部からの中長期的な視点によって、継続的かつ行政の執行段階においても行政監視が可能である特性を生かし、より国民の声に耳を傾けた行政監視を実施することによって国民の期待に応える参議院でありたい」旨の答弁があった²⁵。

行政監視機能の重要性を認識しているにもかかわらず、行政監視委員会の開催が少ない現状について、自民・無ク案の発議者からは、「近年では、従来からの参議院の看板ともいべき決算委員会の方に多くの時間を要するために、行政監視委員会の開会が困難な現状であるのは認めざるを得ず、望ましい姿とは思っていない。我々としては、行政監視に関し、開会中に本会議も開き、行政監視委員会も開き、小委員会も開いて、それぞれにテーマを設定して、閉会中をできるだけ有効に活用して通年のサイクルをつくり、臨機応変に行政監視の機能を果たしていこうと考えている」旨の答弁があった²⁶。

イ 経費節減に関する見解について

地方を含めた国家財政の厳しい中で議員定数を増やすことについて国民の理解を得るため、国民の負担軽減や効率化への取組を示す必要性について、自民・無ク案の発議者からは、「(定数増に伴う経費を)どのような形で削減をしていくか、具体的な削減項目やその額については、今後、各党とも協議をしていく必要がある。まずは、参議院改革協議会で複数会派から提案されたペーパーレス化は大変重要な問題かと考えている。現在、議案類印刷物は2億5千万円という費用が掛かっているので、ペーパーレス化を進めることで、印刷物の削減に加え印刷等に要していた時間も短縮できることから、審議等の効率化にもつながる。また、事務局においても、業務の更なる外部委託などについても検討を進めなければならない。いずれにしても、国民へ負担を強いることなく、自らのハウス運営の効率化により、複雑多様化した国民のニーズを反映できる選挙制度を構築できるかどうか、各党各会派とも真摯に協議して、経費削減、効率化に努めてまいりたい」旨の答弁があった²⁷。

(7) 各会派案の取りまとめのプロセス

民主主義の根幹をなす選挙制度の審議に当たり、各会派案の取りまとめのプロセスにおいて議長のリーダーシップを求める意見が複数会派からあり、選挙制度改革では党派を超えた幅広い合意形成が求められるとの指摘に対し、自民・無ク案の発議者からは、「選挙制度は議会制民主主義の土台であり、いかなる選挙制度にするかは、議会を構成する各党各会派間で十分議論を重ね合意を得る努力を尽くすことが必要だと当然認識している」²⁸が、「選挙制度の議論は、各党各会派において意見が大きく隔たるところもあり、来年の選挙まであと一年という時期に至っては、理想のみを追い求めることはかえって無責任のそしりを受けるのではないか。我々は、選挙制度専門委員会の取りまとめの後ではあるが、で

²⁵ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号11頁(平30.7.6)

²⁶ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号22頁(平30.7.9)

²⁷ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第5号5頁(平30.7.6)

²⁸ 第196回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第6号6頁(平30.7.9)

きるだけ速やかにという思いで法律案を、参議院改革協議会でその考え方を示し、党内でも議論をした上で、参議院改革協議会、代表者懇談会で様々な意見や批判もいただいたが、国会に提出し審議をいただいている。時間は無制限でないので、各会派の合意は理想ではあるが、我々は国民のためにしっかりと責任を果たす気構えである」旨の答弁があった²⁹。

(8) 附帯決議

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、自民、公明から附帯決議案が提出され、多数をもって可決された。その内容は以下のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成 30 年 7 月 11 日

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

本院は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、今後の参議院選挙制度改革については、憲法の趣旨にのっとり、参議院の役割及び在り方を踏まえ引き続き検討を行うこと。
- 二、参議院議員の定数の増加に伴い、参議院全体の経費が増大することのないよう、その節減について必要かつ十分な検討を行うこと。

右決議する。

7. 今後の課題

今回の参議院選挙制度改革の検討は、平成 27 年に導入した 4 県 2 合区に対する地方六団体をはじめとする地方からの反発への対応、平成 29 年 9 月の最高裁合憲判決の解釈、選挙制度改革に関する各会派の意見の隔たり等、難しい課題がある下で進められ、最終的に「自民・無ク案」による改正公職選挙法が成立したものである。

現状においては、法案成立前後での各報道機関の世論調査³⁰を見る限り、改正内容について十分に国民に理解が得られているとは言い難い状況にあり、改正内容の国民への周知とともに、参議院の役割や在り方を踏まえた参議院改革協議会での協議、あるいは、参議院の経費節減の検討が、今後とも引き続き鋭意進められるべきであると考えられる。

さらに、本改正は平成 31 年の通常選挙から適用されることとなるが、従前の例によれば、平成 31 年の通常選挙後に定数訴訟が提訴されることも想定されるところであり、その場合、最高裁において、今回の参議院改革協議会・専門委員会での議論や法案審議等の内容も踏まえ、どのような判断が下されるか、その動向が注視される。

(みながわ けんいち)

²⁹ 第 196 回国会参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第 6 号 6 頁 (平 30. 7. 9)

³⁰ 『朝日新聞』(平 30. 7. 16)、『産経新聞』(平 30. 7. 24)、『毎日新聞』(平 30. 7. 30)、『日本経済新聞』(平 30. 8. 1)